

社会福祉法人 岩手愛児会「次世代育成支援行動計画」

当法人では、次世代育成支援対策推進法第12条の規定に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員が働きやすい環境を整備することによって、職員がその能力を十分に発揮できるよう職場環境の改善を図るため、次の行動計画を策定する。

1 計画期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

2 行動目標

(1) 子育てをしている職員を対象とする取り組み

- ・男性の育児休業取得を促進するためにパンフレット等で周知する。
- ・男性の育児休暇取得者を1名以上とする。
- ・小学生就学後のこどもを養育する職員に対する短時間勤務制度の導入
- ・職員がこどもの看護のための休暇を中抜けしても時間単位で取得ができる制度の導入
- ・育児休業、育児休業給付及び産前産後休業等の諸制度について職員に周知する。

《対策》

令和8年4月～ 職員のニーズの把握を行い、制度導入のための規定整備を実施する。

(2) フルタイム時間労働の職員を対象とする取り組み

- ・月平均時間外労働時間を10%削減する。
- ・年次有給休暇の取得率を40%以上とする。

《対策》

令和8年4月～ 時間外労働および年次有給休暇の取得状況を定期的に把握し、業務の平準化等を通じて時間外労働の削減や計画的な休暇取得の促進に向けた取り組みを実施する。

(3) 小中校生のこどもを持つ職員を対象とする取り組み

- ・こどもが職員の働いているところを見学する「こども参観日」の実施

《対策》

令和8年4月～ 実施予定日を計画して実行することとする。